

# 伊豆スカイラインカントリー倶楽部

## 新規正会員募集

### <募集要項>

募集名称：平成30年 新規正会員募集

募集人員：20名（個人正会員 法人正会員）

募集期間：平成30年1月1日～平成31年3月31日  
ただし、定員になり次第締め切り

募集金額： 330,000円  
(預託金0円 入会金のみ330,000円/消費税込)

年会費（1～12月） 30,000円（消費税別）  
※入会初年度月割り 月額2,500円（税込2,700円）\*月数

入会金の納入方法：一括または分割支払い

### (分割支払いのご案内)

○分割支払いをご希望される場合は、別途分割支払に関する契約を締結いたします。会員券発行は入会金完納後となりますが、完納前の契約解除の場合、それまでの納付金は一切返金いたしません。

○分割支払いの方法は、口座引き落としとなります。

○分割支払いをご希望される方は、次の2通りより、お選びください。

- 1.毎月1万円の場合、分割手数料は2万円とし、35回支払いの35万円
- 2.毎月5千円の場合、分割手数料は5万円とし、76回支払いの38万円

### (お問合せ先)

新規募集担当 TEL：0558-83-2222 FAX：0558-83-2555

E-mail：iscc@deluxe.ocn.ne.jp

◎入会申込書は、倶楽部公式HPよりダウンロードできます。  
(HPアドレス：<http://www.izuskyline-cc.co.jp>)

## 入会申込書類のご案内

平成30年4月  
伊豆スカイラインカントリー倶楽部

### ○ 入会される方にご提出していただく書類

#### (個人正会員の場合)

- |                    |        |                              |
|--------------------|--------|------------------------------|
| (1) 入会申込書          |        |                              |
| (2) 印鑑証明者          | 1通     | (発行日より3ヶ月を超えていないもの)          |
| (3) 住民票            | 1通     |                              |
| (4) 誓約書            | 1通     | (倶楽部所定の書式)                   |
| (5) 写真             | 2枚     | (縦4cm*横3cm)                  |
| (6) 入会される方が未成年者の場合 | 承諾書 1通 | (倶楽部所定の書式、親権者の署名捺印及び印鑑証明書添付) |

#### (法人会員の場合)

- |               |    |                     |
|---------------|----|---------------------|
| (1) 入会申込書     |    |                     |
| (2) 会社の印鑑証明書  | 1通 | (発行日より3ヶ月を超えていないもの) |
| (3) 会社の登記簿謄本  | 1通 |                     |
| (4) 登録者の印鑑証明者 | 1通 | (発行日より3ヶ月を超えていないもの) |
| (5) 登録者の住民票   | 1通 |                     |
| (6) 誓約書       | 1通 | (倶楽部所定の書式)          |
| (7) 登録者の写真    | 2枚 | (縦4cm*横3cm)         |

#### (お問合せ先)

会員課／新規募集担当 TEL : 0558-83-2222 FAX : 0558-83-2555  
E-mail : [iscc@deluxe.ocn.ne.jp](mailto:iscc@deluxe.ocn.ne.jp)

◎入会申込書は、倶楽部公式HPよりダウンロードできます。  
(HPアドレス : <http://www.izuskyline-cc.co.jp>)

# 誓約書

平成 年 月 日

伊豆スカイラインカントリー株式会社 御中  
伊豆スカイラインカントリー倶楽部

私は、伊豆スカイラインカントリー倶楽部に会員として入会の上は、倶楽部の諸規則を守り、倶楽部の名誉を傷つけたり、秩序を乱すような行為（特に暴力団並びに暴力団関係者の同伴プレー、紹介）をしないことを誓約致します。

また、新入会者の紹介に当たりましても暴力団並びに暴力団関係者の紹介をしない事を誓約致します。

尚、上記に抵触した行為があった場合は、倶楽部会則第16条一時停止及び除名の処分を受けても異議を申し立てません。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印  
(自署) \_\_\_\_\_

## 参考

伊豆スカイラインカントリー倶楽部会則抜粋  
一時停止及び除名

第16条 会員が次の各号に該当する時は、理事会の決議により、会員の資格を一時停止又は除名することができる。

- (1) 本倶楽部の名誉を傷つけ、秩序を乱す行為をしたとき。
- (2) 第9条に定める年会費、諸料金等の支払いを6ヶ月以上滞納し、催告にもかかわらず、なおかつその支払いをしなかったとき。
- (3) 本会則、その他倶楽部の定める諸規則に違反した時、又はその他理事会において相当の理由と認めたとき。

2・会員資格の停止を受けた会員は、停止期間中本ゴルフ場施設を利用することができない。

伊豆スカイラインカントリー株式会社

伊豆スカイラインカントリー倶楽部 御中

# 承 諾 書

入会希望者

\_\_\_\_\_ 印

このたび、上記本人が貴倶楽部に入会申請するにあたり、本人が貴倶楽部の誓約書に記載されている事項を遵守することを約束し、万が一本人が貴倶楽部の規律を乱す等により貴倶楽部に損害を与えた場合は、親権者として全責任を負うことを承諾致します。

平成 年 月 日

親権者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印

親権者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印

# 入会申込書

(補充募集)

平成 年 月 日

伊豆スカイラインリゾートリー株式会社  
伊豆スカイラインリゾートリー倶楽部

御中

貴倶楽部

**個人正会員**  
~~法正会員~~  
~~平日会員~~

として入会致したく規則等承諾の上、下記の通り申込みます。

会員番号		写真 3×4cm
受付年月日		
入会年月日		
証券番号		

個人	ふりがな	生 年 月 日	
	氏 名	大・昭・平	年 月 日
人	自宅住所	〒	実印
	勤務先名	〒	役 職 名
人	勤務先地	〒	勤 務 番 号
	勤務所在地	〒	勤 務 番 号
携帯電話		E-mail	備考

法	ふりがな	ふ り が な	法 人 代 表 者 氏 名	社 会 電 話 番 号	社 会 電 話 番 号	実印
	法人名称	法 人 代 表 者 氏 名				
人	ふりがな	ふ り が な	性 別	性 別	生 年 月 日	大・昭・平
	登録者名	登 録 者 名	男・女	男・女	年 月 日	
人	自宅住所	〒	自 宅 住 所	自 宅 住 所	自 宅 住 所	自 宅 住 所
	自宅住所	〒	自 宅 住 所	自 宅 住 所	自 宅 住 所	自 宅 住 所

紹介者 (正会員) \_\_\_\_\_ 印

紹介者 (正会員) \_\_\_\_\_ 印

常任理事	支配人	部長	課長	担当

# 伊豆スカイラインカントリー倶楽部会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本倶楽部は、伊豆スカイラインカントリー倶楽部（以下倶楽部という）と称する。

### (目 的)

第2条 本倶楽部は、伊豆スカイラインカントリー株式会社（以下会社という）が経営し、かつ、所有するゴルフ場の施設を利用し、ゴルフを通じて会員並びにその家族の親睦厚生を図ることを目的とする。

### (事 務 所)

第3条 本倶楽部の事務所は会社内に置く。

## 第2章 会 員

### (会員の種類)

第4条 本倶楽部の会員は、特別会員、個人並びに法人正会員（以下正会員という）、平日会員、法人平日会員（以下平日会員という）、家族会員及びファミリー会員によって構成する。

### (適 用)

第5条 この会則は、特別会員、正会員及び平日会員に適用するものとする。  
2. 家族会員及びファミリー会員については別に細則を定める。

### (特別会員)

第6条 特別会員は、本倶楽部に特別の功績があった者で、理事会が推薦し会社が承認した者とする。  
2. 特別会員は年会費を免除するものとする。

### (正会員及び平日会員の資格)

第7条 正会員及び平日会員の資格を得るには、満20才以上の者で所定の入会手続きを行い、在籍3年以上の正会員2名以上の推薦を受け、理事会及び会社の承認を得た後、会社に入会金並びに預託金を納入しその資格を得るものとする。  
2. 本会則実施以前に入会した会員は、前項の規定にかかわらず、会員資格者として取扱うものとする。  
3. 満12才以上の正会員の子に限り、親権者の署名捺印、印鑑証明書添付の承諾書を会社に提出して、所定の入会手続きをすることにより、会員資格を得ることができる。

### (施設の利用)

第8条 特別会員及び正会員は、会社が定める休業日を除く全ての開業時間内に、本倶楽部が運営するゴルフ場及びそれに付帯する諸施設を優先的に利用することができる。但し、平日会員は、上記の施設を日曜日及び祝祭日を除いた平日に限り使用できるものとする。

### (年会費等)

第9条 正会員及び平日会員は、会社が定めた年会費及びその他の諸料金を遅滞なく会社に支払うものとする。納入された年会費及び諸料金は、これを返還しない。

2. 次の場合これを証する書面を以て申請があったとき、理事会の承認により一定期間会員権の行使を停止して年会費を免除することができる。

- (1) 国外居住
- (2) 長期療養

### 第3章 入会及び退会

#### (入 会)

第10条 本倶楽部に入会するには、第6条及び第7条並びに第13条の定める手続きを行い、手続き完了者には入会の証として倶楽部会員証を発行する。ただし、本会則実施以前に入会した会員に発行された預り証並びに会員証は倶楽部会員証と同一のものとする。

#### (入会金・預託金)

第11条 入会金は、納入後いかなる事由があろうとも、これを返還しない。

2. 会社は、預託金の納入を確認後、倶楽部会員証に預託金額を記載し交付するものとする。
3. 預託金は、無利息とし、納入日後10年間据置くものとする。その後正会員及び平日会員が退会する際、請求により返還する。  
但し、天災地変、経営情勢の著しい変化等社会通念上やむを得ないと認められた場合、会社は理事会の承認を得てこれを延長することができる。
4. 本会則実施以前に入会した会員が入会金として納入した預り金については、預託金とする。
5. 入会金及び預託金の額については、別に定める。

#### (倶楽部会員証の譲渡)

第12条 正会員及び平日会員は、会社の定める手続きにより、倶楽部会員証を他に譲渡することができる。

2. 倶楽部会員証の譲渡を受けた場合でも、第7条の入会承認が得られない場合は、会員の資格を得ることができない。
3. 倶楽部会員証の譲渡を受け、第13条各項の条件を満たし、入会の手続きが全て終了した場合において、継承した預託金は入会日より10年間据え置くものとし、利息は無利息とする。

#### (記名名義の変更)

第13条 倶楽部会員証の譲渡を受けた者が、正会員及び平日会員の資格を得るためには、第7条の定める所定の手続きを行うとともに、名義変更に伴う書換料を納入しなければならない。

2. 法人正会員が同一法人内における登録者を変更する場合、理事会に所定の書類を提出したうえで、登録者の名義を変更することができる。
3. 個人正会員及び平日会員が死亡した場合、死亡後1年以内に理事会に所定の書類を提出し理事会の承認を得たうえで、相続人1名に限り個人正会員又は、平日会員の資格を継承することができる。

#### (退 会)

第14条 会員が本倶楽部を退会するときは、その旨を理事会に文書を以て届出し、理事会並びに会社の承認を要するものとする。

2. 退会する正会員及び平日会員には、会社は預託金を返還する。その際会社に対して会員の未納金その他、会員が本倶楽部に対して支払うべき債務がある場合は預託金と相殺することができる。但し、退会が預託期間の据置期間満了前の場合は、据置期間満了まで預託金は返還しない。

#### (会員資格の喪失)

第15条 会員は、次の場合その資格を失う。

(1) 譲渡 (2) 退会 (3) 除名 (4) 死亡 (5) 会員である法人の解散

2. 正会員及び平日会員が会員資格を前項(2)～(5)の事由により喪失した時は、預託金を第14条第2項に基づき返還するものとする。

(一時停止及び除名)

第16条 会員が次の各号に該当する時は、理事会の決議により、会員の資格を一時停止又は除名することができる。

(1) 本倶楽部の名誉を傷つけ、秩序を乱す行為をしたとき。

(2) 第9条に定める年会費、諸料金等の支払いを6ヵ月以上滞納し、催告にもかかわらず、なおかつその支払をしなかったとき。

(3) 本会則、その他倶楽部の定める諸規則に違反した時、又はその他理事会において相当の理由と認めたととき。

2. 会員資格の停止を受けた会員は、停止期間中本ゴルフ場施設を利用することができない。

#### 第4章 理事及び理事会

(理事及び監事)

第17条 本倶楽部に次の理事及び監事をおくものとする。

理 事 20名以内

監 事 2名以内

(選 任)

第18条 理事及び監事は、会員の中から会社がこれを委嘱するものとし、理事及び監事はすべて無給とする。

(任 期)

第19条 理事及び監事の任期は、1年とする。但し、再選を妨げない。

2. 補欠又は増員のため選任された理事及び監事の任期は、在任理事及び監事の任期満了するときまでとする。

(役付理事)

第20条 理事会の決議により、名誉会長1名、理事長1名、財務理事1名、常任理事若干名をおく。但し、財務理事は会社役員とする。

2. 理事長が必要と認めた場合、副理事長をおくことができる。

(役付理事の職務)

第21条 理事長は、本倶楽部を代表してその会務を統轄する。

2. 副理事長は、理事長の職務を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。

3. 財務理事は、本倶楽部の財務を担当する。

4. 常任理事は、倶楽部その他の会務を執行する。

5. 監事は、財務を監査する。

(理事会の構成及び開催)

第22条 理事会は、理事により構成し、理事会の開催は原則として3ヵ月に1回開催するものとし、必要に応じて随時開催する。



(理事会召集及び手続)

第23条 理事会は、理事長が召集する。但し、理事長に事故あるときは副理事長又は常任理事が召集する。

2. 理事会の召集は、会日の5日前までに、会議の日時、場所などを記載して各理事及び監事に通知するものとする。
3. 前項の召集手続は、緊急の場合、これを省略することができる。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2. 理事長に事故あるときは、副理事長又は常任理事が代行するものとする。

(決議)

第25条 理事会は、理事の3分の1以上の出席を以って成立し、その決議は出席理事の過半数を以って決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

2. 付議事項につき、特別の利害関係を有する理事は、議決権の行使をすることができない。

(付議事項)

第26条 理事会は、次の事項を審議し、会社と協議して、本倶楽部の会務を処理する。

- (1) 会員の入会、退会、資格停止及び除名に関する事項
- (2) 特別会員に関する事項
- (3) 事業計画及び運営に関する事項
- (4) 入会金、預託金、年会費、名義書換料等に関する事項
- (5) 競技会及び規則その他倶楽部の行事に関する事項
- (6) 営業時間並びに休日に関する事項
- (7) 倶楽部会則等に関する事項

(議事録)

第27条 理事会の議事については、議事録を作成し保存するものとする。

## 第5章 雑 則

(会則の変更)

第28条 本会則の変更は、理事会の審議を経て、会社取締役会の承認を得てこれを行う。

(細 則)

第29条 その他必要な細則は、理事会の審議を経て会社がこれを定める。

## 第6章 付 則

第30条 本会則は、平成22年 1月 1日改訂実施する。

(参 考)

昭和51年10月 1日改訂	平成15年11月11日改訂
昭和62年 7月31日改訂	平成19年 3月27日改訂
昭和62年10月30日改訂	平成21年 3月24日改訂
平成12年 6月 1日改訂	平成21年10月 1日改訂
平成14年 1月 1日改訂	

## 伊豆スカイラインカントリー倶楽部細則

### (細 則)

第1条 本細則は、伊豆スカイラインカントリー倶楽部会則に基づき、本倶楽部運営に必要な事項を定める。

### (分科委員会)

第2条 本倶楽部は、その健全な運営を図るため、5委員会を設置する。

- ・総務委員会
  - ・競技・ハンディキャップ委員会
  - ・ハウス・食堂委員会
  - ・コース委員会
  - ・キャディー委員会
2. 各委員会の委員長は原則として理事がこれにあたる。
  3. 委員長及び副委員長並びに委員の任期は1年とし、再選を妨げない。
  4. 各委員の委嘱は理事会が行うものとし、委員はすべて無給とする。
  5. その他運営事項等については、別に定めるものとする。

### (年会費)

第3条 年会費については、理事会及び会社の承認を得て定める。

2. 年会費は、毎年1月より12月までの1年分を12月末日までに前納するものとする。但し、年の中途にて新に入会した者は月割計算とする。又、既納分については、一切払戻をしない。
3. 年会費の額は次の通りとする。但し、消費税は含まない。

(1) 正会員	年額30,000円
(2) 平日会員	年額15,000円
(3) 家族会員	年額15,000円

(4) ファミリー会員については別に定める細則によるものとする。
4. 会則第9条第2項の一定期間とは、次のとおりとする。
  - (1) 国外居住は、国外の居住が終了するまで
  - (2) 長期療養は、1年間とし、次年度年会費の納入時に会則第9条第2項の手続きを行った場合は、1年毎に更新することができる。
5. 年会費を6ヵ月以上滞納している会員に対しては、支払の催告をし、それでも未納の場合は会則第16条第2項に基づき会員資格の一時停止又は除名をすることができる。
6. 譲渡人の未納年会費は、譲受人が負担するものとする。
7. 死亡した会員の未納年会費は、継承者が負担するものとする。

### (預託金)

第4条 正会員及び平日会員が預託金の返還を請求するときは、次の書類を提出し、理事会及び会社の承認を得なければならない。

書類への捺印は印鑑証明印（発行日から3ヵ月を超えないもの）とする。

- (1) 退会届
- (2) 倶楽部会員証
- (3) 印鑑証明書

### (名義変更)

第5条 正会員及び平日会員が名義変更をするときは、次の書類を提出し、常任理事との面接を経て、理事会及び会社の承認を得なければならない。譲渡人と譲受人の捺印は、印鑑証明印（発行日から3ヵ月を超えないもの）とする。

- (1) 名義変更申請書（署名捺印）
  - (2) 倶楽部会員証
  - (3) 委任状(第3者に手続を委託した場合)
  - (4) 譲渡人及び譲受人の印鑑証明書
  - (5) 代表取締役の印鑑証明書（法人の場合）
  - (6) 入会申込書（推薦者として正会員1名以上の署名捺印）
  - (7) 譲渡人及び譲受人（法人の場合は登録者）の住民票
  - (8) 誓約書（倶楽部所定の書式）
  - (9) 承諾書（倶楽部所定の書式）
  - (10) 譲受人の写真2枚（3cm×4cm）
  - (11) 譲渡人又は譲受人が未成年者の場合は、承諾書（親権者の署名捺印、印鑑証明書添付）
2. 相続及び生前贈与による会員資格の継承は、次の書類を提出し、常任理事との面接を経て、理事会及び会社の承認を得なければならない。
- (1) 名義変更申請書（署名捺印）
  - (2) 倶楽部会員証
  - (3) 委任状(第3者に手続を委託した場合)
  - (4) 相続の場合は、法定相続人全員の同意書(印鑑証明書添付)及び除籍謄本
  - (5) 生前贈与の場合は、譲渡人及び譲受人の印鑑証明書及び戸籍謄本
  - (6) 入会申込書
  - (7) 住民票
    - a. 相続の場合は、譲受人
    - b. 生前贈与の場合は、譲渡人及び譲受人
  - (9) 誓約書（倶楽部所定の書式）
  - (10) 承諾書（倶楽部所定の書式）
  - (11) 譲受人の写真2枚（3cm×4cm）
  - (12) 相続人又は生前贈与を受ける者が未成年者の場合は、承諾書（親権者の署名捺印、印鑑証明書添付）
3. 名義変更に伴う書換料は次の通りとする。但し、消費税は含まない。
- |                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| (1) 正会員                              | 100,000円 |
| (2) 正会員の3親等内の者が相続した場合<br>又は生前贈与された場合 | 15,000円  |
| (3) 平日会員                             | 50,000円  |
| (4) 平日会員の3親等内の者が相続した場合<br>又は贈与された場合  | 15,000円  |
| (5) 同一法人内の記名登録者の変更                   | 15,000円  |
| (6) 法人の合併                            | 0円       |
| (7) ファミリー会員については別に細則を定める。            |          |
4. 名義変更は前第1項又は前第2項の手続を経て、前項の名義書換料その他会則が定める金額の振込を完了したとき発効する。
5. 会則実施以前に発行された預り証並びに会員証の名義変更については、前項の手続きが完了したとき、新会員に対して預託金があるものについては、その預託金額を記載し、預託金のないものについては、預託金額の記載のない倶楽部会員証を発行するものとする。
6. 名義書換料は納入後いかなる事由があろうとも、これを返還しないものとする。
7. 次の会員の名義変更は禁止とする。
- (1) 特別会員
  - (2) 異種会員間
  - (3) 未納の年会費がある場合
  - (4) 家族会員及びファミリー会員については別に定める細則によるものとする。

(紛失)

第6条 倶楽部会員証を紛失したときは、所定の紛失届と再発行申請書を理事会へ提出しなければならない。

2. 前項の書類提出後6ヶ月を経過した後、再発行を受けることができる。

(住所変更)

第7条 会員が住所を変更したときは、遅滞なく理事会に届出るものとする。

(細則の改訂)

第8条 本細則の改訂には理事会及び会社の承認を要する。

## 付 則

第9条 この細則は、平成26年7月6日 改訂実施する。

(参 考)

昭和54年 4月 1日より実施  
昭和54年12月 1日 改訂  
昭和57年10月28日 改訂  
昭和59年 1月26日 改訂  
昭和59年 4月26日 改訂  
昭和62年 8月 1日 改訂  
昭和63年 4月 1日 改訂  
平成 元年11月 1日 改訂  
平成 8年 6月26日 改訂  
平成12年 6月 1日 改訂  
平成14年 1月 1日 改訂  
平成15年11月11日 改訂  
平成16年 4月 1日 改訂  
平成22年 1月 1日 改訂  
平成22年11月 5日 改訂  
平成23年 3月24日 改訂  
平成25年 1月 1日 改訂